

指名停止措置一覧（業務委託）

令和8年（2026年）9月11日現在

商号又は名称	代表者役職	代表者氏名	所在地	指名停止期間		事実の概要	措置理由
				(始)	(終)		
有限会社 安藤建設	代表取締役	安藤 努	熊本市南区富合町田尻字戸崎前388番4	令和8年 (2026年) 8月4日	令和8年 (2026年) 10月3日	有限会社 安藤建設は、熊本県が発注した工事において虚偽の実務経験証明書を提出し、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない主任技術者を配置していたことにより、令和8年7月29日、熊本県より建設業法第28条第3項の規定に基づく監督処分（営業停止22日間）を受けた。	左記事実により、「熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」、「熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」、「熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」及び「熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」の第2条第1項別表第2第5の項（建設業法違反）に該当し、指名停止となった。このことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第3項に該当するため。
イオンディライト株式会社	代表取締役	濱田 和成	大阪市中央区南船場2-3-2	令和8年 (2026年) 9月9日	令和8年 (2026年) 10月8日	イオンディライト 株式会社は、社員が法令で定める資格を有していないのに玉掛けの業務を行っていた。この件について、当該業者及び当該業者の社員は、令和7年12月15日に伊那簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金刑の略式命令を受けた。	左記事実により、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第1項別表第2第7項（不正又は不誠実な行為）に該当するため。
株式会社 日栄	代表取締役	大西 克巳	熊本市東区小山2丁目13番46号	令和8年 (2026年) 9月11日	令和8年 (2026年) 12月10日	株式会社 日栄は、本市発注の「（長寿命化）一般県道 託麻北部線（塚の本橋）橋梁補修工事」（令和7年（2025年）11月12日契約）について、その責に帰すべき事由により、履行期間内（令和8年（2026年）3月13日）での完成ができなかった。	上記事実により、「熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」、「熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」、「熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」及び「熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」の第2条第1項別表第1第4の項（契約違反）に該当し、指名停止となった。このことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第3項に該当するため。